

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和3年度札幌市成年後見推進センター運営業務
発 注 課	保健福祉局総務部総務課
選 定 事 業 者	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は、本市の権利擁護支援・成年後見制度の利用推進に向け、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者、障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療・行政・司法、地域の関係団体と連携を図る地域連携ネットワークのコーディネート等を行い、さらに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援に関する広報・啓発活動や制度利用等に関する相談対応に取り組む機関の運営を行うものであることから、高い専門性や公平性が求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」）は、全国の都道府県及び政令市の社会福祉協議会のみが実施することができる「日常生活自立支援事業」を行い、日常生活を送るうえで支障がある認知症高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行っている。当該事業の利用者の中には、認知機能の低下により成年後見制度への移行を要するなど、当該事業と成年後見制度は密接な関係を有しており、成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携が求められている。</p> <p>また、市社協は日常生活自立支援事業に加え、一般の市民がボランティアとして後見活動を行う市民後見人の育成やその活動支援を行う「市民後見推進事業」や市長申立て手続等を行う「成年後見制度利用支援事業」を行っているほか、法人後見の実施団体であるため、権利擁護支援に関する高い専門性を有しており、成年後見制度に関連する事業を一体的に実施することが効果的であると考えられる。</p> <p>したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本業務は特定随意契約により実施し、委託先として市社協を選定いたしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和4年2月17日